

施設・事業の認可基準等に関して幼児教育・保育部会でいただいた主な御意見

1 全体

	御意見	事務局としての考え方																			
1	保育士の配置基準を充実していただきたい。特に1歳児に係る配置基準を5：1にしていただきたい。	<p>本市では、これまでから、保育所の保育士配置基準について、国基準を上回る独自の基準を定めており、1歳児5：1としております。</p> <p>これを踏まえ、現行制度において本市の保育所認可基準が適用されている幼保連携型認定こども園についても、保育を必要とする児童（2・3号認定）に係る保育教諭等の配置数を、保育所の保育士配置基準と同じ配置数に引き上げたいと考えております。</p> <p>○保育所の保育士配置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国基準</th> <th>市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>3：1</td> <td>3：1</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td rowspan="2">6：1</td> <td>5：1</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>6：1</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>20：1</td> <td>15：1</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td rowspan="2">30：1</td> <td>20：1</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>25：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※網掛け部分が国基準を上回る。</p>	区分	国基準	市基準	0歳	3：1	3：1	1歳	6：1	5：1	2歳	6：1	3歳	20：1	15：1	4歳	30：1	20：1	5歳	25：1
区分	国基準	市基準																			
0歳	3：1	3：1																			
1歳	6：1	5：1																			
2歳		6：1																			
3歳	20：1	15：1																			
4歳	30：1	20：1																			
5歳		25：1																			
2	幼児教育・保育は幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいて行うものであり、参酌すべき基準ではなく、従うべき基準であるべきである。	4月30日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）では、従うべき基準とされました。																			
3	全ての施設・事業所が避難訓練等の非常災害対策に取り組むようにしていただきたい。	本市の独自基準として、子ども・子育て支援新制度に移行する全ての施設・事業所に適用される 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に非常災害対策の規定を設け 、保育所と同様の取組を義務付けたいと考えております。																			

2 幼保連携型認定こども園

	御意見	事務局としての考え方
1	<p>国基準では、3歳以上児の保育室は1・2階に設けなければならないが、3歳未満児の保育室に階数の制限がない。保育室は階数制限を設けた方がいいのではないか。</p>	<p>現行制度の保育室の設置階に関する基準では、幼稚園は2階までですが、保育所は階数の制限が設けられておりません。</p> <p>新制度の幼保連携型認定こども園の認可基準（国基準）では、3歳以上児は幼稚園の基準と合わせて2階までとし、3歳未満児は保育所の基準に合わせて階数の制限が設けられておりません。</p> <p>国基準において保育室を2階以上に設置する場合の耐火構造及び避難階段等に関する詳細な基準が設けられており、安全性が担保されていると考えられることから、<u>国基準とおり（3歳未満児の保育室の設置階に制限を設けない。）</u>としたいと考えております。</p>
2	<p>園庭の移行特例は認めない方がいいのではないか。</p>	<p>現行制度の園庭（運動場、屋外遊技場）に関する基準では、幼稚園は代替地が認められていませんが、保育所は代替地が認められています。</p> <p>新制度の幼保連携型認定こども園の認可基準（国基準）の移行特例では、3歳以上児の人数上必要な面積は幼稚園と同様に代替地を認めず、2歳児の人数上必要な面積に限り、代替地が認められています。</p> <p>本市では、設立の経過から、寺社の敷地内等に設置されている保育所もあり、園庭面積に寺社の境内の一部等を算入しているケースがあることから、園庭の移行特例を設けなければ保育所から幼保連携型認定こども園への移行に支障が生じると考えております。また、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行について、国基準どおり2歳児の人数上必要な面積に限り、代替地を認めることとした場合には、幼稚園の定員に加えて0～2歳児の定員を設けることができる場合もあります。</p> <p>そのため、<u>園庭の移行特例は国基準どおり（2歳児の人数上必要な面積に限り、代替地が認める。）</u>としたいと考えております。</p>